独立行政法人国立高等専門学校機構　津山工業高等専門学校
総合理工学科　電気電子システム系　教員公募

1　専門分野
「電気電子工学」または「電気電子工学」に関連する分野

※ 本校は、高度専門人材育成事業（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 公募事業）により、令和８年度入学生から、情報人材を育成する新プログラムを実施しています。総合理工学科 電気電子システム系においては、電気電子工学に情報技術を活用する情報高付加電気電子プログラムと電気電子技術を深く学ぶ電気電子エキスパートプログラムの２つのプログラムを設置しています。
https://www.tsuyama-ct.ac.jp/images/gaiyou/youran/syoukai-R08.pdf

2　担当授業科目
上記専門分野の科目、実験実習、卒業研究および専攻科特別研究など

3　募集人員・職名
総合理工学科　電気電子システム系　助教、講師または准教授　１名

4　着任時期
令和９年４月１日

5　応募資格
⑴　高校生年代から大学生年代までの広範囲な年齢層の学生を対象とする高等専門学校での教育（クラス担任業務等を含む。）・研究・学生指導（課外活動指導および学生寮指導等を含む。）業務があります。それらの業務に熱意を持って取り組むことができる方
⑵　博士の学位を有する方（着任までに取得できる方を含む）
⑶　自身の専門分野に関して、社会連携活動あるいは技術指導等に意欲のある方
⑷　国際交流活動に積極的に携わっていただける方

6　待遇
⑴　給　与：独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則による
⑵　勤務時間：8 時 30 分から 17 時を基本とし、変形労働カレンダーによる（１年単位の変形労働時間制を適用）
⑶　休　日：土、日、祝日を基本とし、変形労働カレンダーによる
⑷　保険等：文部科学省共済組合（健康保険、年金）、雇用保険、労災保険に加入

7　応募締切日
令和８年１２月２５日（金）必着

8　提出書類
⑴　履歴書（JIS 規格の履歴書、写真貼付、取得済み学位、自身の担当できる専門分野を必ず記載）
⑵　研究業績一覧表（研究論文、著書、口頭発表等分野ごとに分けて記載）

(3)　主要な論文・著書等の別刷、またはコピー（3 編）
(4)　上記の担当授業科目に対する教育経験または実務経験を有する方はその一覧表
(5)　高等専門学校における教育･学生指導･研究についての抱負を記したもの（1､000 字程度）
(6)　学会活動歴、社会貢献活動歴（公開講座、技術指導、社内教育、ボランティア活動等）、科学研究費補助金等外部資金の受入実績、受賞経験を有する方はその一覧表
(7)　可能であれば、推薦書（別封、親展）、または応募者について意見の伺える方の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）
(8)　最終学歴もしくは最終学位の証明書またはそれらを証明するものの写し
(9)　誓約書（本校指定様式）
※ (3)以外は書式を A4 サイズに統一してください。

9　選考方法
(1)　一次選考　書類選考
(2)　二次選考　一次選考合格者を対象に模擬授業、プレゼンテーションおよび面接審査
※選考に係る書類および面接に伴う旅費等は全て応募者の負担とします。

10　書類提出先
〒708-8509　岡山県津山市沼 624-1
津山工業高等専門学校　総務課　課長補佐　土屋 信雄
email：jinji@tsuyama-ct.ac.jp　　TEL：0868-24-8200（直通）
※　応募書類は、封筒表面に「総合理工学科　電気電子システム系　教員応募書類在中」と朱書し､簡易書留等の発送の事実が確認できる方法で郵送､または持参してください。

11　問い合わせ先
津山工業高等専門学校　総合理工学科　電気電子システム系　教授　西尾 公裕
email：nishio@tsuyama-ct.ac.jp　　TEL：0868-24-8266（直通）

12　その他
(1)　本校は男女共同参画を推進しており、女性教職員の比率を改善するため、女性の積極的な応募を歓迎します。
(2)　応募書類は返却いたしません。応募書類に含まれる個人情報は、本教員選考にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。
(3)　業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」､「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙（参照条文）をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定

による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。